

労働法ニュースレター

弁護士法人高田総合法律事務所

2019/02/22

VOL. 3

管理監督者って何ですか？

残業代の支払い義務が生じない管理監督者にあたるのはどういう人

～運送会社の営業所の所長～

<今回のニュースレターの概要>

・管理監督者に該当するかどうかは、〔1〕企業経営や労務管理において、経営者との一体的な立場で活動する地位や権限を与えられているかどうか、〔2〕労働時間に関する裁量の有無や労働時間に対する使用者の管理はどの程度のものであるか、〔3〕どのような待遇を受けているか、を総合的に衡量して判断するのが相当である。

・本件で問題となったテーエス運輸株式会社の営業所の所長等については、主として運行管理者としての業務を通してではあるものの、業務係の日々の労務管理を担い、労働時間を決定する裁量がまったくなかったとまではいえないほか、割増賃金に関する労基法の適用が排除されても不当とまではいえない程度の待遇を受けていたといえる。

もっとも、他方において、労務管理の中でも重要な事項、たとえば人員の採用や契約社員の契約更新といった事項についての決定権限はなく、地方労使委員会や安全衛生委員会の開催、1万円以上の支出については本社の判断や決裁を仰がなければならないとされていたから、営業所全体の管理という面で見ると、その権限が相当限定されていたことは否定できない。また、出退勤についても一定の制約があったことは上記のとおりである。

そうすると、本件では、管理監督者性を肯定する要素もそれなりに認められるものの、以上のとおり、権限面において相当程度の限定があり、経営者と同視しうるような立場にあるとはいえず、これらを総合的に衡量すれば、労基法上の管理監督者にあたりとまで認めることはできない。

1 はじめに

「管理監督者」という言葉をご存知でしょうか？既にご存知の方もいらっしゃると思いますが、一昔前に「名ばかり店長」という言葉もマスコ

ミでは取り上げられていたかと思えます。いずれも、残業代に関する話題で取り上げられていたものです。

会社は、「管理監督者」には残業時間を把握して、残業代を支給する必要はないのです。

2 裁判所の判決の紹介

大阪地方裁判所 平成29年7月20日判決 テーエス運輸事件

【事案の概要】

運送業を営むテーエス運輸の従業員が、時間外労働等をしたが、それに対する賃金の支払いを受けていないとして、時間外手当及び付加金の支払いを求める訴訟を提起しました。その中で、テーエス運輸の従業員が営業所長を務めていたこと、同人が運行管理者として日々の労務管理などの役割を担っていたこと、ある程度の好待遇であったことなどから、いわゆる「管理監督者」にあたり、残業代請求が認められないのではないかが争いとなったのです。

【事件の経過】

一審である大阪地方裁判所は、営業所長の「管理監督者性」を否定して、残業代請求の一部支払いを命じた。

【裁判所の判示の重要部分】

「所長等については、主として運行管理者としての業務を通してではあるものの、業務係の日々の労務管理を担い、労働時間を決定する裁量がまったくなかったとまではいえないほか、割増賃金に関する労働基準法の適用が排除されても不当とまではいえない程度の待遇を受けていたといえるが、他方において、労務管理の中でも重要な事項、たとえば 人員の採用や契約社員の契約更新といった事項につ

いては決定権限はなく、地方労使委員会や安全衛生委員会の開催、1万円以上の支出については本社の判断や決裁を仰がなければならないとされていたから、営業所全体の管理という面で見ると、その権限が相当限定されていたことは否定できず、また、出退勤についても一定の制約があったことから、本件では、管理監督者性を肯定する要素もそれなりに認められるものの、権限面において相当程度の限定があり、経営者と同視しうるような立場にあるとはいえず、これらを総合的に衡量すれば、労基法上の管理監督者にあたるまで認めることはできない。」

3 今後の実務に生かす点

今回の裁判例で示された判断からすると、「日々の労務管理を担い、労働時間を決定する裁量があり、それなりの好待遇を受けていたとしても」、管理監督者とは認められない場合があるとのことで

あり、会社側からすると「管理監督者である」との主張を認めてもらうのはかなりハードルが高いことを再確認させられる判断となっています。

すなわち、「労務管理」についてある程度任せていて、それなりの待遇があっても、労務管理についての権限に制約を加えていれば、労務管理以外の権限の制約についても考慮されたうえで、経営者と

同視しうるような立場にある
とはいえないことから、「管理監督者性」が認められないということがありうるというのは、事例判断ではあるものの、「管理監督者性」に関する裁判実務の高いハードルを感じさせるものであると思います。

弁護士法人高田総合法律事務所

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士ビル赤坂2階

TEL:092-406-3000 FAX:092-406-3456